



屋外広告物許可書

第 07424 号

申請者 住所 府中市晴見町2-22

京王バス株式会社

代表取締役社長
氏名 宮坂 周治

令和8年2月9日 付けで申請のあった屋外広告物については、東京都屋外広告物条例
第15条・第27条 の規定により下記のとおり許可します。

令和8年2月25日

杉並区長 岸 本 聡 子



記

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1 広告物の種類 | 長方形枠車体利用広告 |
| 2 表示又は設置の場所 | 杉並区永福2-60-19永福町営業所 |
| 3 表示内容 | ピンポン・パンポン 他 |
| 4 広告物の数量 | 31 枚 |
| 5 許可期間 | 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで |
| 6 屋外広告物管理者 | 住所
氏名
資格 |

7 許可条件

- (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
- (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
- (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
- (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
- (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
- (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

1. この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)